

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及びファミリーハウスあい管理条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>ファミリーハウスあいのプレイルームを宿泊及び休憩以外の場合でも利用できるようにし、指定管理者が収受できる利用料金の上限額を定めるため、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及びファミリーハウスあい管理条例の一部を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレイルーム（専用利用の場合）の利用料金の新設 利用料金（上限額） 1回 1,050円 <p>【施設の概要】</p> <p>○所在地：松山市室町7-4番地2</p> <p>○施設・設備等：木造2階建 200.45㎡ 宿泊室5室（和室3、洋室2）プレイルーム、洗濯室、多目的トイレ、事務室兼相談室</p> <p>○指定管理者：特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ</p> <p>○指定の期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>	
施行日	令和6年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	